

# 医師の配置方針（案）について

資料2

令和3年2月現在

## ○令和3年度県医師修学資金貸与医師及び自治医科大卒医師 配置医療機関(案)

	医療機関名 ※1 (医師少数区域等医療機関:●)		R2 ※2 配置	R3 ※2 配置 (案)	診療科※3
	村山	山形大学医学部附属病院 ※5	18	14	腎臓内科、 <b>血液内科</b> 、精神科、 <b>消化器外科</b> 、心臓血管外科、 <b>小児科</b> 、放射線科、 <b>麻酔科</b> 、 <b>救急科</b>
	県立中央病院 ※5※6	6	4	<b>消化器外科</b> 、 <b>産婦人科</b> 、 <b>麻酔科</b> 、救急科	
	山形市立病院済生館	2	2	腎臓内科、 <b>皮膚科</b>	
	山形済生病院	1	2	<b>小児科</b> 、産婦人科	
	北村山公立病院 ● ※6	2	1	<b>消化器外科</b>	
	県立河北病院 ●	1	1	<b>消化器内科</b>	
	西川町立病院 ●	1	1	内科	
	朝日町立病院 ●	2	2	内科	
最上	県立新庄病院 ● ※7	6	6	呼吸器内科、内科、 <b>消化器外科</b> 、小児科	
	最上町立最上病院 ●	1	1	内科	
	町立真室川病院 ●	1	1	<b>整形外科</b>	
	町立金山診療所 ●	1	1	内科	
	大蔵村診療所 ●	1	1	内科	
置賜	米沢市立病院 ●	0	1	<b>整形外科</b>	
	公立置賜総合病院 ● ※8	9	14	腎臓内科、呼吸器内科、循環器内科、 <b>消化器内科</b> 、神経内科、総合診療科、 <b>小児科</b> 、消化器外科、 <b>泌尿器外科</b> 、 <b>耳鼻咽喉科</b> 、産婦人科、 <b>麻酔科</b>	
	小国町立病院 ●	1	1	内科	
庄内	鶴岡市立荘内病院 ● ※6	1	0		
	(地独) 山形県・酒田市 病院機構 日本海総合病院 ● ※9	6	9	内分泌代謝内科、循環器内科、精神科、 <b>心臓血管外科</b> 、 <b>呼吸器外科</b> 、脳神経外科、 <b>整形外科</b>	
	日本海八幡クリニック ●	1	1	内科	
計		61	63※4		

※1 医師少数スポットの医療機関を含む。

※2 令和2年度の配置は、令和3年2月現在。

※3 赤字が今回追加された診療科。

※4 第1回山形県地域医療対策協議会においては65名の予定であったが、うち2名が県外の医療機関等に勤務(一時中断)することとなったため、配置予定者は63名となった。

※5 尾花沢中央診療所への応援診療を引き続き実施予定。

※6 令和2年度から減となった医療機関については、修学資金の貸与を受けた医師以外の医師の派遣を要請。

※7 町立真室川病院、戸沢村中央診療所、町立金山診療所への応援診療を引き続き実施予定。

※8 飯豊町国民健康保健診療所(樺・中津川)等への応援診療を引き続き実施予定。

※9 松山診療所等への応援診療を引き続き実施予定。

- 都道府県医師修学資金の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の配置については、医療法及び厚生労働省医政局からの通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の配置先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」に、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。
- 当該基本的考え方を踏まえ、県が、市町村等からの要望及び医師個人の意向を聴取の上、県内の専門研修プログラム責任者や各医局等と調整し、令和3年度の配置方針案を策定。

## ○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場合（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項

三～七 一略一

## ○「地域医療対策協議会運営指針について」

（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

（3）医師の派遣に関する事項（抜粋）

ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センター（※山形県健康福祉部）が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

## 【イメージ図】

